

新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議 追加意見

2022年12月7日

一般財団法人 社会変革推進財団 菅野文美

以下は、本会議における法人からのヒアリングや委員による議論を踏まえた、実務者の観点からの考え方である。法律やガイドライン等の制度改正の具体案については、専門家の見地も入れた更なる検討が必要という認識のもと、試案を提示している。

意見① 全体の考え方について

- まず、新しい時代における「公益性」の概念を「社会的課題の解決及び社会的価値の創造」とする考え方を、本会議報告書に記載することを提案させていただきたい。(なお、ここでは、環境的課題も上記「社会的課題」に含まれるものとする。)
- 上記の考えを原点として共有することで、今回の公益法人制度の見直しの趣旨である、公益法人による「社会的課題の解決及び社会的価値の創造」を最大限に追求する活動の活性化のための検討が、可能になると考える。

意見② 収支相償原則について

- 公益法人による社会的課題の解決に向けた中長期的な経営や事業運営の考え方と相反する収支相償原則は撤廃し、収益の公益目的への再投資を原則とすべきと考える。
- もし、資金の死蔵防止のためにどうしても年限が必要であれば、例えば、20年間に渡り公益目的事業への活用が認められない場合には認定取消とするなど、中長期的な経営が可能な規制とすべきである。
- 合わせて、収益を公益目的に再投資するのであれば、公益法人の多様な経営や事業運営のあり方を阻害する公益目的事業と収益事業の比率規制も撤廃することを提案したい。
- なお、「公益」の対義語は「私益」であるが、収支相償原則においては「公益事業」と「収益事業」を対立概念としていることも、社会的課題の解決を追求する収益事業の推進も求められる新しい時代に、本原則がそぐわない一因になっているとも考える。
- また、寄附者による資金使途の指定のない寄附金については、寄附者が財団に資金使途の指定を一任したものと考えられるため、公益目的事業の収入として自動的に算入されるべきでないと考ええる。
- 収益の公益目的への再投資を原則とした場合の税制優遇措置の根拠については、専門家と共に検討していく必要がある。

意見③ 遊休財産規制について

- 上記意見②で述べたように、収益を公益目的に再投資することを原則とするが、不測の事態にも備えた長期的・安定的な法人経営を行うために、一定額の保有や積み立ては必要である。ただし、必要な額や水準は組織によって異なる。したがって、法人の中期経営・事業計画（以下、「中計」）が存在することを前提とし、かつ当該中計が公開されており、当該中計に沿った目的であれば複数年の管理・運用を認めるべきと考える。

意見④ 成果（インパクト測定・マネジメント）の実践について

- 社会課題解決と社会的価値創造の主な担い手である公益法人としては、自らの事業が目指す社会課題解決を明確にし、その達成に向けた成果（インパクト）を把握することにより、法人の意思決定や事業運営の改善に活かすことは、自らの目的を果たし、提供価値を高めていくために有効な手段だと考えられる。
- 成果や成果測定から得られた学び、改善の結果を公開し、様々なステークホルダーや社会からの理解や意見を得て、さらに意思決定や事業運営の改善に活かすことは、公益法人の責任と言える。
- 今後、公益法人全体の発展にとっても、成果（インパクト）の測定やマネジメントの普及は重要な鍵となると考える。
- したがって、公益法人による成果（インパクト）測定・マネジメントの実施状況について、事業報告書の任意報告事項とすることを、ガイドラインに明記することを提案したい。
- なお、成果（インパクト）の測定やマネジメントの柔軟性や発展性を担保した形での普及を促進すべく、その意義や原則の共有を重視し、適切な測定・評価手法の選定や開発は各法人の裁量に任せる。このことが、各法人の自律的ガバナンスの促進にも寄与するものと考ええる。
- ただし、内閣府公益認定等委員会が主導して、成果（インパクト）測定・マネジメントに関する原則・フレームワーク・ツール・事例集などの情報提供や人材育成支援などの環境整備を推進する必要もあると考える。

意見⑤ その他

- 公益法人、特に公益財団法人については、財産の一部を公益目的で運用できるようにし、その考え方を「ガイドライン」や指導に反映させ、公益法人における意識醸成を進めることを提案させていただきたい。
- 欧米では、公益法人に該当する財団等による財産を活用した社会課題解決に資する事業への投融資（インパクト投資等）は、社会課題解決や社会的価値創造の増進に大きな役割を果たしている。日本においても、公益財団法人笹川平和財団が、運用資産のうち100億円を限度として投資し、東南アジア地域の女性と女性起業家の支援を目的とする

「アジア女性インパクト基金」を創設した。

- しかし、日本の現状においては、公益法人の財産は安全で確実な方法で運用すべきという従来の考え方が大変強く残っており、公益目的の財産運用は進んでいない。特に、公益財団法人は、事業だけでなく財産の運用も活用し、社会課題解決と社会的価値創造を最大限追求することが求められる時代になっていると考える。
- その際、公益法人は、財産の運用方針を理事会等で審議する際に、その法人の公益目的に合っているか、財産の拠出者の意図が適切に尊重されているかについても確認することは重要であると考え。
- また、上記意見④と同様に、公益目的とした財産運用についても、その成果（インパクト）測定・マネジメントの実施状況について、事業報告書の任意報告事項とすることを提案させていただきたい。

以上